

産業統計部会の審議状況について（報告）

第 29 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 8 月 3 日（水） 10:00～12:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 縣公一郎

（専 門 委 員） 井出多加子、菅幹雄、馬場康維

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、東京都、日本銀行

（調査実施者） 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課：沓澤建設統計室長
ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：若林参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか

4 議 題 建設工事統計調査の変更について

5 概 要

今回、国土交通省が計画している建設工事統計調査の変更について、総務省から諮問の概要、国土交通省から変更案についてそれぞれ説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われた。

その結果、建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）における抽出方法の見直し、調査事項の変更及び建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の推計方法に係る今回の変更内容に限っては、おおむね適当であるとされた。しかし、抽出方法等について、いくつか問題点が提起されたが、過去にその検証等がほとんど行われておらず、適否の判断が出来ないことから、今後の課題として明記することとされた。

なお、行政記録情報等の活用については、次回審議を行うこととなった。

委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 施工調査の抽出方法の見直しについて

① 施工調査の標本抽出の際、資本金階層別、業種別に抽出した標本数をさらに都道府県別に配分しているが、層が細かすぎることもあり、精度的に現行の方法が適当であるか否かを判断するには、相当の時間を要することが見込まれる。そのため、今回の部会では結論は出ないが、今後十分な検証を行う必要がある。

また、標本抽出時の業種については、建設業法上の許可業種である 28 業種ではなく、一部を統合した 21 業種で抽出を行っているが、その適否については判断できない。表章する目的は何か、例えば業種別の完成工事高を見たいのか、工事種別なのか、それを踏まえ現在の抽出方法で問題はないのかを検証する必要がある。

さらに、表章業種と層化業種が異なることが表章結果の精度に及ぼす影響についても十分検討すべきである。そのためには、標本抽出の際に設定される業種と表章される業種について、完成工事高等との関係が安定したものであるかどうかとも検討しておく必要がある。

- ② 建設業法上、建設業の許可は業種ごとに行われているため、業種別許可の総数は約 140 万となり、1つの建設業者が複数の許可を受けていることがある。そのため建設業者が受けている業種の組合せから、施工調査の標本抽出を行う際の 1 業種を決定している。これについては、完成工事高等の情報が加味されていないため、詳細な分析を行い、この方法の妥当性を検証する必要がある。
- ③ 「一般土木建築工事業」、「土木工事業」、「建築工事業」は完成工事高に占める割合も高く、業種の性格も異なることから、施工調査の業種別・都道府県別の結果表章区分については、土木と建築を区別するなど、表章区分をより詳細にするための検討をして欲しい。

(2) 施工調査の調査事項の変更について

- ① 施工調査の調査事項である「国内建設工事の年間受注高」の廃止については、動態調査の「受注高」で完全に代替が可能であるなら問題ない。しかしながら、今回の動態調査の推計方法を変更し、精度が向上することを前提としているため、「国内建設工事の年間受注高」をすべて廃止してしまうと、断層ができた場合に確認ができなくなる。代替が可能か否かを確認するため、「国内建設工事の年間受注高」の総額だけでも一定期間（1～2年程度）は、確認項目として残すべきではないか。
- ② 事業税の取扱いについて、施工調査の調査事項である「租税公課」と経済センサスに係る建設業部門の調査事項である「租税公課」では定義が異なっているため、記入の手引きで明確に記載するなど配慮が必要である。
- ③ 産業連関表に活用するための調査事項の改善や経済センサスとの調査事項の関係整理については、今回追加する調査事項の精度や第 1 回の経済センサスの結果を確認した上で、見直しを検討すべき。

(3) 動態調査の抽出方法について

動態調査の抽出の際、完成工事高別、公共元請工事高別に抽出した標本数をさらに都道府県ごとに配分しているが、その方法が妥当か否かについては、十分検証する必要がある。今回は適否を判断できず、少なくとも平成12年の動態調査を創設した際の精度や検証結果が、現在でも同様の状態となっているのかの確認を行う必要がある。

6 次回予定

次回は平成23年8月23日（火）10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。